第２次
菊川市教育振興基本計画

2027～2030［前期行動計画］（案）

令和9年　月

菊川市教育委員会

目次

本文中の「＊」印の付いた用語の説明は、５資料編の「5-1 用語解説」に掲載しています。

１　計画策定にあたって……－ 1 －
　1-1　計画策定の趣旨……－ 1 －
　1-2　計画の位置付け……－ 2 －
　1-3　施策・事業の対象範囲……－ 2 －
　1-4　計画期間……－ 3 －
　1-5　計画の推進……－ 3 －
２　これまでの取組と成果、今後の課題……－ 4 －
　2-1　第１次計画の成果……－ 4 －
　2-2　菊川市の教育を取り巻く現状と課題……－ 6 －
３　計画の基本的な方向性……－ 7 －
　3-1　基本理念……－ 7 －
　3-2　基本方針……－ 8 －
　3-3　基本目標……－ 8 －
　3-4　将来実現したい姿……－ 10 －
　3-5　計画の施策体系……－ 12 －
４　教育施策の展開……－ 13 －
　4-1　**基本目標１**　生きるための基礎を培う乳幼児教育の推進……－ 13 －
　4-2　**基本目標２**　子どもの豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進……－ 14 －
　4-3　**基本目標３**　子どもの夢や未来を育む教育の推進……－ 19 －
　4-4　**基本目標４**　市民が主体的に学び続ける力を育む教育の推進……－ 21 －
　4-5　**基本目標５**　地域の文化を学び、未来へつなぐ教育の推進……－ 23 －
　4-6　**基本目標６**　スポーツを通じて心身の健やかな成長と生きる力を育む教育の推進……－ 27 －
５　資料編……－ 30 －
　5-1　用語解説……－ 30 －
　5-2　策定経緯……－ 30 －
　5-3　審議会条例……－ 33 －
　5-4　庁内推進委員会要綱……－ 34 －
　5-5　審議会及び庁内推進委員会名簿……－ 35 －

１　計画策定にあたって

1-1　計画策定の趣旨

教育基本法第17条第２項の規定に基づき、地方公共団体は、その地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定する努力義務が課せられています。本市においても、子どもたちが健やかに成長し、将来にわたって自分らしく生きていくための礎を築くとともに、市民一人ひとりが生涯を通じて学び、その成果を地域社会へ還元できる「学びの循環」を創造するため、市内全体で教育を支える強固な仕組みづくりの推進を目的として、「第２次菊川市教育振興基本計画」を策定します。

予測困難な時代において、次世代を担う子どもたちのみならず、全ての市民には、単なる知識や技能の習得にとどまらず、多様性を尊重し、自ら課題を見つけて主体的に学び、獲得した力を社会へ還元していく姿勢がこれまで以上に求められています。しかし、学校現場を取り巻く環境は決して楽観できるものではありません。学校への不適応、障がいのある児童生徒や外国にルーツをもつ子どもたちへのきめ細やかな対応など、教育ニーズは多様化、複雑化しており、これらを支える教職員の長時間労働の解消も喫緊の課題となっています。

こうした困難な状況の一方で、現在はGIGAスクール構想*の進展によるICTの効果的な活用など、新たな教育の転換期と言えます。さらに、本市が直面している児童生徒数の急激な減少という現実は、従来の枠組みを超えた教育方法の模索を促しています。また、社会教育の分野においては、市民の生涯学習や文化活動へのニーズが多様化する一方で、活動を支える施設の老朽化や、地域文化を次世代へつなぐ担い手の固定化・不足が深刻な課題となっています。

本市の将来の学校の在り方を見据えつつ、これからの教育においては、園から小・中・高、そして生涯学習施設や地域社会に至るまでの「学びの接続」を深めること、そして学校と地域が「自分たちの学校」として手を取り合う連携体制をより強固なものに強化していくことが不可欠です。

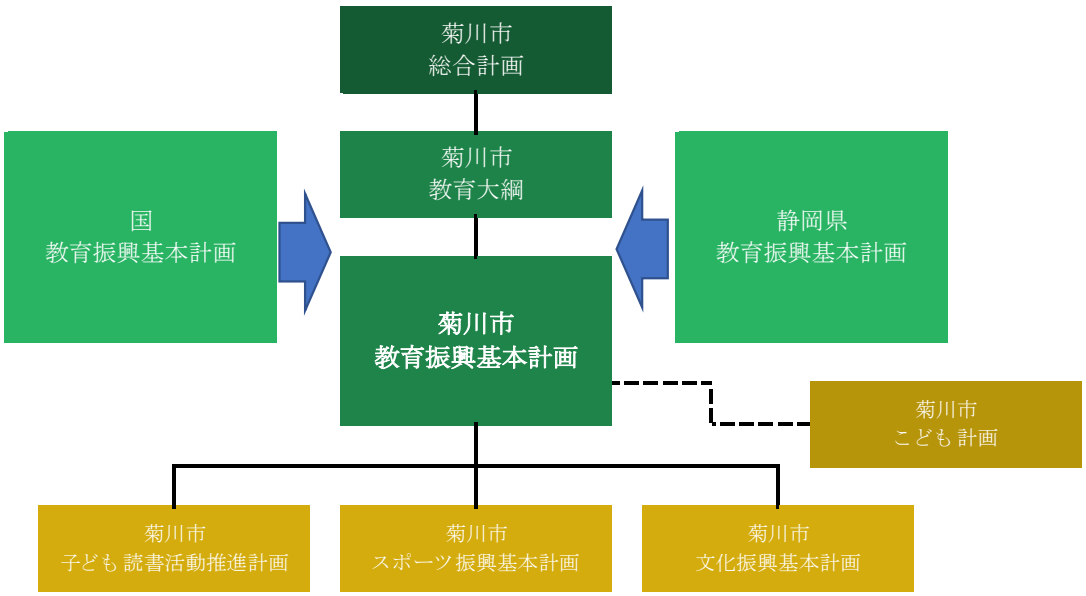
本計画は、市の最上位計画である「菊川市総合計画」や教育の根本指針である「菊川市教育大綱」を羅針盤とし、これらを具体的な施策へと落とし込むための極めて重要な計画となります。家庭、学校、そして地域が一体となり、本市の教育を未来へとつなぐための歩みを本計画とともに力強く進めてまいります。

1-2　計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第２項の規定に基づき、本市における教育の振興ための施策に関する基本的な方針や内容を定める「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。市教育大綱に掲げられた基本理念や基本方針を具体化する実行計画としての役割を担います。

市教育大綱に掲げられた基本理念や基本方針を具体化する実行計画としての役割を担い、教育分野における目指すべき姿と進むべき方向性を明確に示し、中長期的な視点に立った教育に対する基本的な考え方や事業の進め方を明らかにすることで、実効性の高い施策の展開を図ります。

また、本計画は、子ども読書活動推進計画やスポーツ振興計画、文化振興計画といった教育、文化、スポーツなどの各分野別計画とも緊密に連携を図るものであり、本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進するための指針として位置付けます。これにより、各分野の施策を横断的に結びつけ、市民一人ひとりが豊かに学び、健やかに成長できる教育環境の実現を目指します。



1-3　施策・事業の対象範囲

本計画における施策及び事業の対象範囲は、教育委員会が所管する多岐にわたる事務を軸としつつ、教育行政全般としています。具体的には、教育委員会が直接的に責任を負う施策・事業に加え、教育委員会の権限に属する事務の一部を補助執行する市長部局の担当部署が扱う施策・事業も対象とします。また、その他こども施策など他部署が所管するものの教育と密接に関係する分野については、市全体の総合計画や各分野の個別計画などとの整合性を図ります。

1-4　計画期間

本計画は、令和８年度からの市の最上位計画である「第３次菊川市総合計画」及び本市教育の根本方針を示す「第２次菊川市教育大綱」との整合性を図り、教育施策を長期的かつ体系的に推進するため、令和９年度から令和16年度までの８年間を計画期間とします。

この８年間のうち、令和９年度から令和12年度までを前期計画、令和13年度から令和16年度までを後期計画と位置付け、着実な施策の展開を図っていきます。なお、近年の教育環境を取り巻く激しい変化や社会情勢の動向などへ的確に対応するため、必要に応じて計画の内容を柔軟に見直し、常に時代に即した最適な教育行政の実現に努めます。



1-5　計画の推進

本計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクルの考え方を基本に各施策を実施します。具体的には、計画に掲げた各事業の執行にとどまらず、その成果や直面した課題を客観的なデータに基づき分析・検証します。この評価結果を次年度以降の施策展開や予算編成へと反映させることで、教育行政の質の向上と実効性の確保に努めます。

なお、本計画の進行管理及び評価にあたっては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、毎年実施する「教育委員会の自己点検・評価」を活用します。「教育委員会の自己点検・評価」に対する外部評価を依頼する審議会委員の知見を取り入れながら透明性の高い評価体制を構築し、市民に対する説明責任を果たすとともに、社会情勢の変化に即応した教育施策を推進してまいります。

２　これまでの取組と成果、今後の課題

2-1　第１次計画の成果

基本方針１　生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育の推進【幼児教育】

各園において子ども一人ひとりに寄り添った保育が実践され、保護者との丁寧な連携により高い満足度を得ています。

◆ 取組の成果

・指導計画の更新：子どもの発達や特性を踏まえた計画的な教育の推進
・市内公私立園職員研修会（公開保育）の開催：私立園での公開保育を新たに展開し、職員の参加者が大幅に増加
・地域社会との交流：収穫体験や地区センター祭りへの参加を通じたふれあいの促進
・親子のふれあい・読み聞かせ活動：家庭教育学級や図書館と連携した活動の実施
・園小連携研修会の開催：幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた情報共有

◆ 今後の課題

更なる保育の資質向上のため、今後は公開保育における保育案の提出や参観後の研究協議の充実など、研修内容の更なる工夫が求められます。加えて、小学校との接続をより強固なものにするため、カリキュラムの作成に向けた具体的な研修の連携が必要です。多様化する子育てニーズや災害リスクなどの有事における地域連携体制を一層強化していくことが今後の課題です。

基本方針２　「確かな学力、健やかな心身」の育成を目指した、知・徳・体のバランスの取れた教育の推進【学校教育】

コミュニティ・スクールの進展やICT環境の整備が進み、児童生徒の支援体制や安全な教育環境の構築が図られました。

◆ 取組の成果

・「学びの庭」構想の推進：学校運営協議会の開催や地域学校コーディネーターの試行配置
・GIGAスクール構想に基づくICT環境整備：１人１台端末の更新と無線LANの全校整備
・不登校・いじめ対策：教育支援センター「このゆびと～まれ」の運営や「心の教育」の推進
・外国人児童生徒への教育支援：日本語初期指導教室「虹の架け橋」への委託や支援員の配置
・学校施設の安全整備：校舎の耐震化及び屋内運動場へのLED照明設置（100％達成）
・学校給食の安定提供：調理業務の民間委託、ふるさと給食週間による地産地消の推進

◆ 今後の課題

「学びの接続」をさらに深めるために、コミュニティ・スクールの運営強化、次世代校務DX環境の整備が必要です。また、外国人児童生徒の編入や就学支援の増加への対応、不登校児童生徒が安心して過ごせる場所づくりや部活動の地域展開に向けた体制整備を進める必要があります。

施設面では、特別教室などへの空調設備設置や校舎の長寿命化への対応が必要です。

また、学校給食では、指導方針や食の好みなどによる残食率の増加を抑制する対策、地産地消率の低下へ対応するべく地元生産者の納品ルート開拓が求められています。

基本方針３ 市民一人ひとりが心豊かで充実した人生を送ることができる社会教育の推進【社会教育】

市民講座の充実や電子図書館の導入などにより、市民の主体的な学びを支え、その成果を地域活動や社会参加へつなげる取組を進めてきました。

◆ 取組の成果

・生涯学習講座（ステップアップ講座等）の開催：多様な学習機会の提供と参加者の増加
・電子図書館の導入：デジタルコンテンツ*の整備と情報発信力の強化
・「中学生ふるさと未来塾」の実施：地元企業と連携したキャリア教育の推進
・文化財の保護と活用：菊川歴史検定の実施や文化財ウォークによる郷土理解の促進
・スポーツを通じた健康づくり：パラスポーツ*（ボッチャ等）の普及やウォーキングコースの整備
・ボランティア体験活動支援センターの運営：児童生徒の社会参加促進と級認定・表彰

◆ 今後の課題

多様化する市民ニーズに対応しながら、持続可能な事業運営を進めることが課題となっています。限られた人員・予算の中で効率的な運営体制を構築するとともに、デジタルデバイド*への配慮を進める必要があります。また、市民ボランティアの担い手の固定化が見られることから、新たな人材の発掘・育成や、学校・地域との連携強化が求められています。さらに、中学校部活動の地域展開に向け、地域クラブ認定団体の活動や新たな団体の設立を支援し、子どもたちが地域でスポーツや文化活動に継続して取り組める環境を整える必要があります。

2-2　菊川市の教育を取り巻く現状と課題

本市の教育は、人口減少・少子高齢化の加速と児童生徒の多様化という、極めて重要な転換期にあります。年少人口の減少が数年後の中学校規模に直結する深刻な課題となることが予想されます。

教育現場では不登校やいじめの認知件数が増加傾向にあるとともに、家庭の経済状況が子どもの生活習慣に影響を与える懸念も生じています。

外国人児童生徒の割合は全国平均を大きく上回り、令和８年度の特別支援学級の在籍者数は、令和５年度に比べて約1.3倍に増加するなど、一人ひとりに応じた支援ニーズはかつてないほど高まっています。

施設においては、全校の耐震化が完了したものの、築40年を

校舎が約７割を占め、長寿命化対策が急務です。

社会教育・読書環境においては、生涯学習やボランティア活動への参加は回復傾向にありますが、スポーツ団体加入者の減少や、図書館における児童図書の貸出冊数減少が課題となっています。

これらの課題に対し、「学校と地域」の強固なネットワークを構築しなければなりません。今後はICTを効果的に活用した学校間連携や、地域住民が参画するコミュニティ・スクールの機能強化を図り、多様な主体によるつながりを基盤に、地域のリソースを最大限活用し、部活動地域展開や読書活動、歴史・文化の継承を含む豊かな学びを推進することで、「誰一人取り残さない」地域と共に未来を創る教育環境の実現を目指します。

※詳細な統計数値などは、**別冊『菊川市の教育を取り巻く現状と課題』**に掲載しています。

３　計画の基本的な方向性

3-1　基本理念

豊かな学びで歩み続ける人づくり

子どもから高齢者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことができる社会を目指して、『豊かな学びで歩み続ける人づくり』を菊川市における教育の基本理念に掲げ、子どもから高齢者まで「誰一人取り残さない教育」に取り組んでいきます。

「豊かな学びで歩み続ける人」とは...

1. 自立した人

知・徳・体のバランスの取れた「生きる力*」を持つとともに、自ら学び、考え、行動し、失敗や壁にぶつかることを恐れず、チャレンジできる人

2. 思いやりのある人

生き方や価値観の違いを認め合い、他人を思いやる「豊かな心」を持つとともに、コミュニケーション能力に優れ、互いに高め合うことができる人

3. いつまでも学び続ける人

様々なことに興味・関心を持ち、生涯にわたり意欲的に学び続け、社会の変化に対応できる柔軟さや、未来を切り拓く力を持ち、輝き続ける人



3-2　基本方針

基本方針１
夢の実現を支え、未来を拓く教育の推進

人口減少、少子高齢化、グローバル化が進み社会が急激に変化する予測困難な時代において、誰もが夢を持ち、その夢や目標が実現できるよう教育環境を整えます。また、持続可能な社会の創り手として、課題を的確に捉え解決につなげる能力を持ち、未来を切り拓いていける人材を育成します。

基本方針２
多様な経験をとおして、幸せや生きがいを実感できる教育の推進

人生100年時代、子どもや若者、社会人、高齢者など年齢を問わず多様な経験をとおして学び続けることで、誰もが幸せや生きがいを実感できるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるよう、ウェルビーイング*の向上に向けた教育を推進します。

3-3　基本目標

基本目標１
生きるための基礎を培う乳幼児教育の推進

人格形成の基礎が培われる乳幼児期において、一人ひとりの子どもが安心して自発的な遊びに取り組み、心身ともに健やかに発達できるよう乳幼児期における教育及び保育の充実を目指します。

基本目標２
子どもの豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進

安全・安心な教育環境の整備や学校施設の適正な管理、デジタル学習基盤*の活用による学びの質の向上、そして安全でおいしい給食の安定的な提供に取り組み、子どもたちの可能性を最大限に引き出します。

基本目標３
子どもの夢や未来を育む教育の推進

子ども一人ひとりの多様性を尊重し、インクルーシブ教育*の理念のもと、子どもの学びの充実を目指します。地域と連携したコミュニティ・スクールや、小中学校の教育の接続を通じて、切れ目のない学びを支え、地域と共に学校づくりを進めます。

基本目標４
市民が主体的に学び続ける力を育む教育の推進

市民一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己実現につなげられるよう環境を整え、生涯学習の推進を通じて地域への愛着を育みます。さらに、市民の社会参加や高齢者の活躍の場を広げるとともに、子どもが安全で健やかに育つよう、学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成に取り組みます。

基本目標５
地域の文化を学び、未来へつなぐ教育の推進

文化や歴史、芸術など多様な体験を通じて、学ぶ意欲や地域への愛着、豊かな感性と教養を育むことを目指します。また、市民一人ひとりが心豊かに生きるための読書活動の推進に取り組みます。

基本目標６
スポーツを通じて心身の健やかな成長と生きる力を育む教育の推進

スポーツを通じて健やかな心と体を養うとともに、仲間との協働や達成感の共有を通し学びや成長を促し、生涯にわたり日々を楽しめる環境づくりを進めます。

3-4　将来実現したい姿

本市が目指す教育の姿、それは「教育はまちづくり」であるという信念に基づいています。子どもたちが自ら学び、考え、行動する力を養う場を提供することこそが、本市の持続可能な未来を創る唯一の道であると確信しています。

本計画の中核をなすのは、「Learn & Grow」というビジョンです。これは、単なる知識を習得するだけでなく、「学びを通して成長するまち」を実現するための標語です。子どもから大人まで市民一人ひとりが生涯を通じて学びを楽しみ、その成果を地域社会に還元し共に高め合っていく、そうした学びの循環が日常にあるまちを目指します。

まさに「教育は未来の担い手づくり」です。急速に変化し、予測困難な現代社会において、子どもたちが自分らしく生き抜き、社会をより良く変えていく力を育む必要があります。そのためには、従来の学校教育の枠組みを越えたより重層的なネットワークが不可欠です。

具体的には、学校と学校、学校と地域をつなげる取り組みを推進します。小中学校間の円滑な接続や情報共有を強化し、義務教育９年間を見据えた学びの連続性を確保するとともに、地域の豊かな人的・物的資源を教育活動に積極的に取り入れるコミュニティ・スクールの質的な向上を図ります。地域住民や企業、団体が学校教育に主体的に関わり、子どもたちが多様な大人と触れ合うことで郷土愛を育みながら社会との接点を持つ、そうした過程が結果として活力ある地域社会の形成につながります。

本市は、誰もが主役となり、学びを通じて輝き続けることができる希望のまちを市民と共に創り上げていきます。



菊川市学校教育ビジョン 2027｜ダイジェスト版

菊川市の教育の未来予想図

子どもたちが のびのび 輝く学校へ

教育は人づくり・まちづくり ｜ Learn & Grow 学びを通して成長するまち

01 「育つ」

子どもが「育つ」学び 子どもの願いを叶える5つ星

☆やってみたい！ どうしてだろう？と心が動く学び
☆どうする？ どう学ぶ？を自分で考える学び
☆友達や先生、地域、社会とつながり、練り直す学び
☆やってみよう！失敗してももう一度やってみる学び
☆そうか！と前より成長した自分の変化を感じる学び
・「自分と向き合う力・自分を高める力・他者とつながる力」

多様性・自律・協同・挑戦・自己肯定感

成長の樹



子ども真ん中

子どもが自分なりに動き出すことが、未来へつながる

02 「支え合う」

誰一人取り残さない教育環境

・人間関係づくりを土台にした教育環境の推進
・自分らしく過ごせる環境と共に育つ機会づくり
・多様な背景やニーズへ関係機関が連携して対応
・SELの推進や学校内外の学び場や居場所の充実
・「菊川市しあわせ宣言」を学校や地域全体に醸成

居場所・つながり・成長

03 「つながる」

学びの庭 × コミュニティ・スクール

・園・小・中で目指す子ども像を共有
・学びと成長をつなぎ、支える小中一貫教育の推進
・社会で生きる力、学ぶ楽しさや喜び、菊川を愛する心の醸成
・学舎の特色や学校の独自性を発揮した取組の充実
・地域と協働した地域と共にある学校づくりを推進

熟議・協働・連携・参画

04 「創る」

可能性への挑戦と持続可能な形づくり

・未来を見据えた地域で支える新しい環境づくり
・部活動地域展開で自分らしい歩みの創造
・教育方法の工夫、学びの質の向上と教育環境の充実
・短・中・長期的展望と多角的視点で学校の最善の姿を共創
・学校や地域、地元企業等が連携して子どもの挑戦を支援

令和10年8月末｜休日の部活動地域展開を開始

学び・対話・情報共有・合意形成

学校・家庭・地域が「大きな家族」となり、子どもの学びと成長を支える

教育は未来の時代を創る崇高な営み

子どもの学びの姿と教師の取組を「見える化」し、学びの価値を市全体へ広げる（発信⇒浸透⇒共感⇒連帯のプロセスが信頼と自信に）

3-5　計画の施策体系

本計画の施策体系は、基本理念である「豊かな学びで歩み続ける人づくり」の着実な実現を目指し、個々の施策や事業が互いに影響しあい、有機的に結びつくよう構築しています。策定にあたっては、基本方針を原動力の根幹に据え、この基盤となる考え方を全ての施策を体系化することで、各領域が連動し、一貫性のある教育行政を推進します。

基本理念	豊かな学びで歩み続ける人づくり
基本方針	夢の実現を支え、未来を拓く教育の推進
	多様な経験をとおして、幸せや生きがいを実感できる教育の推進

基本目標	施策
生きるための基礎を培う乳幼児教育の推進	未来をひらく幼児教育・保育の充実
子どもの豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進	地域で支える安全な育ちの場づくり
	未来を見据えた安全な学校環境の充実
	学びを支える快適な学校環境づくり
	「深い学び」の日常化を図るためのICT環境等の整備と活用の推進
	豊かな心と健やかな身体を育むおいしい給食
子どもの夢や未来を育む教育の推進	誰一人取り残さない多様な学びの場の充実
	地域と歩む小中一貫教育の推進
市民が主体的に学び続ける力を育む教育の推進	地域社会で支える子どもの育成支援
	地域社会で展開する家庭教育の充実
地域の文化を学び、未来へつなぐ教育の推進	豊かな心を育む文化活動の振興
	未来に誇る歴史・文化遺産の保護と継承
	次世代へつなぐ地域文化の継承と発展
	身近な読書活動の充実と環境づくりの推進
スポーツを通じて心身の健やかな成長と生きる力を育む教育の推進	誰もが気軽に楽しむスポーツの推進
	身近なスポーツ環境の整備と機会の拡充
	地域を支えるスポーツ団体の育成

４　教育施策の展開

4-1　**基本目標１**　生きるための基礎を培う乳幼児教育の推進

施策1-1	未来をひらく幼児教育・保育の充実 （質の高い幼児教育・保育の提供）

◆ 現状と課題

よりよい教育・保育を提供するため、市職員が市内の各園を訪問し、現場の保育士が抱える課題の把握や支援が必要な児童への適切な指導方法を共に検討し、インクルーシブ教育の普及と推進を図っています。市内幼保施設において、多様な子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の推進と、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが安心して過ごせる質の高い教育・保育体制を整える必要があります。

また、同じ年齢の子どもと関わることにより、子どもの育ちを支える「こども誰でも通園制度*」を市内幼保施設へ普及・促進していく必要があります。

◆ 取組方針

インクルーシブ教育の理念を市内全園へ展開し、全ての子どもの成長を実感できる保育体制を整え、公開保育の実施を通じて市内の保育士が学び合う機会を創出することで、専門性の向上と保育の質の平準化を図ります。また、市内園の連携体制を強固にし、地域全体で多様な子どもたちの育ちを支える基盤を確立します。

◆ 主な取組

- 公立園職員による市内民間園への巡回訪問支援の実施
- 公開保育による保育士の質の向上
- こども誰でも通園制度の利用促進

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
「お子さんは、楽しんで登園している」と回答する保護者の割合（園アンケート）	94.6%	基準値以上

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 市内園の連携強化（幼児施設連携強化事業）
- 言語の発達促進（幼児言語教育指導事業）
- 安定した保育運営の支援（子ども・子育て支援制度事業（民生事業））
- 充実した教育運営の支援（子ども・子育て支援制度事業（教育事業））
- 小笠北認定こども園の運営（小笠北認定こども園事業）

4-2　基本目標２　子どもの豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進

施策2-1	地域で支える安心な育ちの場づくり （安全安心な子育て環境の整備）

◆ 現状と課題

共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、放課後児童クラブへのニーズは依然として高い水準にあり、一部の地域では受入枠が不足し、希望しても利用できない待機児童が発生しています。保護者の就労支援や子どもの居場所を確保するため、受入環境と支援員・補助員の確保が課題となっています。

また、民間保育所等については、子どもを安心して育てることができる環境整備のため、幼保施設の適切な配置と園運営の経営安定化を推進する必要があります。

◆ 取組方針

放課後児童健全育成事業を安定的に継続するため、民間事業者の活用や補助制度の創設などを検討し、児童の生活の場を提供することで、子どもの居場所づくりを推進します。

また、幼保施設の施設整備に係る補助金の交付、定員数の見直しにより、入所児童の保育・教育環境の向上を図ります。

◆ 主な取組

- 放課後児童クラブの安定した運営
- 幼保施設の園舎整備等に対する助成

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
放課後児童クラブの待機児童数	12人	10人

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 入所児童の環境向上（保育）（幼保施設整備補助事業（保育））
- 安定した放課後児童クラブの運営（放課後児童クラブ運営事業）
- こども計画事業の推進（地域子ども・子育て支援事業）
- 入所児童の環境向上（教育）（幼保施設整備補助事業（教育））

施策2-2	未来を見据えた安全安心な学校環境の充実 （学校施設の適正な維持管理及び改修更新による安全安心な教育環境の提供）

◆ 現状と課題

本市における学校施設は、その多くが建設から長期間が経過しており、校舎や体育館など全体的な老朽化が深刻な課題となっています。老朽化した施設は、単に物理的な劣化に留まらず、子どもたちが学びに集中できる『安心感』や『快適さ』に影響を与えてしまうことや教職員の教育活動に影響を及ぼすことが心配されます。

また、近年の猛暑による熱中症のリスクや、多様な児童生徒が利用する施設のバリアフリー化への対応など、時代に即した教育環境のアップデートが強く求められています。こうした状況を踏まえ、限られた財源の中で計画的かつ効率的に施設の改修や更新を進める必要があります。

◆ 取組方針

児童生徒が一日の中で最も長い時間を過ごす学習環境の質を向上させるため、老朽化した施設や設備の計画的な更新を推進します。特別教室や体育館への空調設備設置による室温環境の最適化や、衛生面に配慮したトイレの洋式化、環境負荷を低減する照明のLED化を実施し、安全かつ安心で誰もが快適に過ごせる教育環境の構築を目指します。

◆ 主な取組

- 特別教室や体育館への空調設備設置
- トイレの洋式化や照明のLED化などの校舎長寿命化

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
体育館への空調設備設置率	0%	100%
校舎トイレ洋式化率	50%	66%
校舎照明灯 LED 化率	50%	66%

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 安全な学校環境の構築（小中学校施設整備事業）
- 安全な学校環境の構築（県事業補助小中学校施設整備事業）
- 安全な学校環境の構築（国庫補助小中学校施設整備事業）

施策2-3	学びを支える快適な学校環境づくり （安全・安心な教育環境整備と学校振興による学びの質の向上の推進）

◆ 現状と課題

経済的な理由で就学が困難な児童生徒が増加する中、家庭の経済状況に左右されず安心して学習できる支援体制の構築が必要です。また、学習備品を計画的に更新し、物的環境を整備することも重要です。これら経済的支援と環境整備の両面からの包括的な対策に加え、心身の健康管理も不可欠です。学校での確実な健康診断を通じて、一人ひとりの健康状態や課題を早期に把握し、適切に対応していくことが求められています。

◆ 取組方針

全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、学習環境の整備と就学援助による教育費の負担軽減を一体的に推進し、教育格差を防ぎます。さらに、健康診断の受診率100％を維持し、子どもたちが健やかに成長するために安心して学べる基盤を確立します。

◆ 主な取組

- 就学援助制度の適切な実施

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
教育に関する事業・サービス・施設が充実している（市民アンケート）	29.2%	基準値以上

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 誰もが安心して学べる教育支援（就学援助事業）（特別支援教育就学奨励事業）
- 安全安心な学校環境づくり（小中学校管理総務事業）
- 学校保健安全法に基づく子どもの健康状態を把握（小中学校管理総務事業）
- 牧之原小学校・牧之原中学校の運営（教育事業・牧之原学校組合）
- 未来を切り拓く学びの推進（小中学校教育振興事業）
- 学校と教育委員会の連携強化（事務局総務事業）
- 学びを見守る教育委員会の管理（教育委員会総務事業）
- 定例・臨時教育委員会の開催（教育委員報酬事業）

施策2-4	「深い学び」の日常化を図るためのICT環境等の整備と活用の推進 （デジタル学習基盤を活用した主体的で深い学びの実現への取組）

◆ 現状と課題

GIGAスクール構想による学習環境の変化や、国から「令和の日本型学校教育」が示されたことで、「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」を実現することが求められています。

本市では、「きくがわ授業づくりコンパス」及び「きくがわ授業づくりルーブリック」を活用して日々の授業改善を推進し、深い学びにつなげるためのICTの効果的な活用を進めています。

同時に、教職員の働き方改革を進めて子どもと向き合う時間を十分に確保するためには、国の方針に沿った「次世代校務DX環境*」を整備する必要があります。

◆ 取組方針

導入されたICT機器やクラウドサービスのより効果的な活用方法を検証し、主体的・対話的で深い学びを実現するために、授業改善を推進します。併せて、次世代校務DX環境の整備を通じて教職員の業務負担を軽減することで、教職員が本来の教育活動に注力できる環境を整え、誰一人取り残さない教育環境の基盤を構築します。

また、これらの取り組みを支える基盤として、ICT環境の計画的な整備・保守及び運用管理を行います。

◆ 主な取組

- 校務の効率化及びICTを活用した授業実践の支援
- ICT環境整備・保守・運用管理

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
授業中に調べたり、友達と意見を交換したり、自分の考えをまとめ発表したりする場面で、PC・タブレットなどのICT機器をほぼ毎日使用した割合 （児童生徒を対象とした学校評価アンケート）	63.4%	80%

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- ICT機器の計画的な更新・保守運用管理（小中学校情報管理事業）
- 校務の効率化及びICTを活用した授業実践の支援（教育DX推進事業）

施策2-5	豊かな心と健やかな身体を育むおいしい給食 （安全でおいしい給食の安定的な提供）

◆ 現状と課題

学校給食は子どもの心身の健全な発達と健康づくりの基礎を培う重要な役割を担っていますが、給食センターの施設や設備の老朽化が進行しており、衛生管理の徹底や作業効率の維持、多様化するニーズへの対応において大きな課題となっています。また、食への関心の薄れなどを背景とした児童生徒の残食率上昇も喫緊の課題です。

これらの解決に向け、今後は施設や設備の計画的な更新により安全で安心な給食提供体制を再構築するとともに、子どもたちが食の重要性を実感し、主体的に完食を目指せるような環境づくりが求められています。

◆ 取組方針

安全安心な給食提供を最優先事項とし、計画的な施設設備の更新を通じて、HACCP*の概念に基づいた高度な衛生管理体制を確立します。同時に、地産地消や食育などを推進し給食の質を向上させることで、児童生徒の食への意欲を喚起し、残食率の着実な低減と健やかな食習慣の形成を図ります。

◆ 主な取組

- 給食の安定的な提供
- 給食センター施設設備の計画的な更新

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
学校給食提供における残食率	7.65%	4.00%

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 栄養バランスの取れた安全安心な学校給食の提供（給食運営事業）
- 共同調理場を安全・清潔に保つための管理（共同調理場総務事業）
- 衛生面に配慮した給食センターの維持管理（給食センター管理事業）
- 安全安心な各学校への給食の配送（配送車管理事業）
- 設備の計画的な更新（給食センター施設整備事業）

4-3　**基本目標３**　子どもの夢や未来を育む教育の推進

施策3-1	誰一人取り残さない多様な学びの場の充実 （多様な子どもたちの学びを支えるインクルーシブな教育振興への取組）

◆ 現状と課題

特別な支援が必要な子ども、言葉の壁がある外国にルーツをもつ子ども、学校に行きづらさを感じている子どもなど、子どもたちの背景は多様になっています。特に菊川市は外国にルーツをもつ子どもの割合が他市と比べて高く、きめ細かなサポートが欠かせません。また、不登校の子どもが増えている現状に対し、学校以外でも安心して学べる場所を確保することが課題となっています。

◆ 取組方針

心理的安全性のある集団づくりを教育の土台とし、不登校対応や特別支援教育、外国人児童生徒支援の更なる充実を図るため、学校・家庭・地域などの関係機関が一体となった組織的な連携体制を強化し、誰一人取り残さないインクルーシブな教育を推進します。

子どもたちの抱える課題が多様化している現状を踏まえ、誰もが自分らしく過ごせる環境づくりと多様な学びの場を構築する新たな施策を検討します。

◆ 主な取組

- 日本語指導講師や外国人支援相談員の適切な配置
- 不登校の子どもの居場所と学びの支援

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
授業が分かると答える外国人児童生徒の割合 （学校評価アンケート）	肯定86.5%	肯定90%

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 外国人児童生徒への支援の実施（外国人指導事業）
- 小中学校の円滑な運営のための管理（事務局総務事業）
- 児童・生徒に対するきめ細やかなサポート（教育活動推進事業）

施策3-2	地域と歩む小中一貫教育の推進 （コミュニティ・スクールを核とした地域連携型小中一貫教育の推進）

◆ 現状と課題

地域全体で学校を支える「コミュニティ・スクール*」の活動は令和６年度から始まっています。今後、子どもの学びをさらに豊かにするためには、地域の人たちがより主体的に関わる仕組みが必要です。また、子どもの数が減っていく中で、学校をどのように維持し、小中学校の９年間でどのように切れ目のない教育を行っていくか、地域と一緒に考えていく時期が来ています。

◆ 取組方針

画一的な学舎の推進にとらわれず、各学校の独自性や実情に応じた学校単位のコミュニティ・スクールを検討するとともに、地域と学校の連携を円滑化するコーディネーターを全小学校に配置することを目指します。

また、学校の未来を考える会などを通じて少子化に伴う小規模校の方針や持続可能な学校の在り方を地域と共有し、子どもの豊かな学びを支えるため、地域と学校、学校と学校との多角的な連携や交流を強化します。

◆ 主な取組

- 学校の未来の在り方の検討
- 学舎ディレクター*や地域学校コーディネーター*の配置

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
学校を支える地域人材の数 （ボランティア保険登録者数）	437人	550人
地域との意見交換会または各校適正規模に係る 検討会の開催数	―	12 回

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 地域・学校間連携の推進及び学校間交流の促進（小中一貫・連携教育推進事業）

4-4　**基本目標４**　市民が主体的に学び続ける力を育む教育の推進

施策4-1	地域社会で支える子どもの育成支援 （地域で子どもを守り育てる活動の推進）

◆ 現状と課題

本市では、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの体験活動や地域との交流を進めています。また、部活動の地域展開や青少年ボランティア活動など、子どもたちが地域の中で主体的に活動する機会の充実が求められています。一方で、活動を支える地域人材の高齢化や後継者不足が進み、持続可能な運営体制づくりが課題となっています。

◆ 取組方針

子どもたちが地域との関わりの中で主体的に学ぶため、学校・家庭・地域が連携した活動の充実を図ります。部活動の地域展開や青少年ボランティア体験活動を進めるとともに、あいさつを大切にし、「地域と顔が見える関係づくり促進活動」などを通じて地域との交流を促進します。また、地域企業や地域住民との連携・参画を進め、活動を支える人材の確保と持続可能な運営体制づくりに努めます。

◆ 主な取組

- 中学生部活動への地域展開の推進
- 青少年ボランティア体験活動の推進

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
地域クラブ認定団体数	９団体	30団体
青少年ボランティア活動人数	197人	220人

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 中学生部活動の地域への展開（部活動地域展開推進事業）
- 社会教育委員活動のための事業費（社会教育委員活動事業）
- 会計年度任用職員の手当と職員旅費（社会教育総務事業）
- 将来の菊川市を担う若者の門出を祝う事業（はたちの集い事業）
- 将来を担う人材を育成する事業（青少年学習事業）
- 青少年健全育成市民会議の運営及び青少年団体の活動支援（青少年対策事業）
- 小学生の地域との交流（放課後子ども教室推進事業）

施策4-2	地域社会で展開する家庭教育の充実 （家庭の教育力向上）

◆ 現状と課題

近年の社会構造や生活様式の変化により、家庭教育の重要性が高まる一方、共働き世帯の増加などを背景に、家庭教育学級の運営に係る保護者の負担が大きくなっています。また、保護者同士が子育てや家庭教育について学び、交流するという本来の目的が十分に共有されず、事業の実施自体が目的となることも課題となっています。このため、保護者が主体的に学び、交流できるよう、各学級の実情に応じた柔軟で持続可能な運営体制づくりが求められています。

◆ 取組方針

こども園などの就学前施設と連携し、家庭教育の重要性を保護者へ啓発するとともに、家庭教育学級では、保護者が子育てや家庭教育について主体的に学び、保護者同士が学び合い、交流できる機会の充実を図ります。また、好事例の共有などを通じて保護者の負担軽減を図り、園・学校・家庭・地域が連携した持続可能な家庭教育支援体制の構築を進めます。

◆ 主な取組

- 家庭教育学級の開設
- 家庭教育支援員との連携による、保育園及び認定こども園等の巡回

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
保護者同士の交流や学びが深まったと感じる家庭教育学級の割合（家庭教育学級アンケート）	―	90％
保育園などの家庭教育学級への巡回数	７回	13回

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 家庭による教育の推進（家庭教育推進事業）

4-5　基本目標５　地域の文化を学び、未来へつなぐ教育の推進

施策5-1	豊かな心を育む文化活動の振興 （文化活動の振興）

◆ 現状と課題

近年、文化活動を取り巻く環境が変化し、文化協会加盟団体では会員の高齢化や後継者不足が進んでいます。また、ライフスタイルの多様化により文化活動に触れる機会が減少しており、新たな担い手の確保と、誰もが文化に親しみ参加しやすい環境づくりが課題となっています。

また、文化芸術活動の拠点である文化会館アエルも築35年余りが経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、計画的な改修・更新が必要となっています。

◆ 取組方針

文化協会をはじめとする関係団体と連携し、文化活動の継続と担い手の育成を進めるとともに、市主催講座や体験事業の充実により、市民が文化に親しみ参加する機会を創出します。また、文化活動団体の魅力を発信し、新たな参加者や後継者の確保を図るとともに、文化会館アエルの計画的な改修・設備更新を進め、地域文化の継承と振興を図ります。

◆ 主な取組

- 文化協会との連携による文化芸術活動の振興
- 文化会館アエルの計画的な施設・設備の改修

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
気軽に芸術や文化にふれることができている （市民アンケート）	21.7%	基準値以上
文化会館アエルの入場者数	108,280人	112,000人

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 芸術文化活動の振興と文化団体への支援（芸術文化振興事業費）
- アエル芸術文化振興事業費委託料（文化会館事業振興事業）
- アエル指定管理料とアエル運営委員会の開催（文化会館管理事業）
- アエル設備更新工事費（文化会館整備事業）

施策5-2	未来に誇る歴史・文化遺産の保護と継承 （歴史・文化遺産の保護と継承）

◆ 現状と課題

本市には、長い歴史の中で受け継がれてきた貴重な歴史・文化遺産が数多く存在しており、次世代へ継承していくことが重要です。一方で、文化財の価値や魅力を市民へ伝える機会の充実や、限られた財源の中で効果的に保存・活用していく取り組みが求められています。

◆ 取組方針

歴史・文化遺産を次世代へ継承するため、文化財の適切な保存に努めるとともに、講座や展示、情報発信などを通じて、市民が文化財に親しみ、その価値を理解する機会を充実させます。また、関係団体や地域と連携し、持続可能な保存・活用を推進します。

◆ 主な取組

- 国指定史跡菊川城館遺跡群の整備
- 菊川歴史検定の開催

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
歴史・文化遺産が継承され活かされているまちだと思う人の割合（市民アンケート）	49.6%	56.0%

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 史跡や文化財の保存・活用と伝承活動の支援（文化財保護事業）
- 埋蔵文化財の情報発信と発掘調査体制の維持（遺跡発掘調査総務事業）
- 試掘・確認調査による埋蔵文化財の保護（市文化財保存管理整備事業）
- 国指定史跡菊川城館遺跡群の整備（菊川城館遺跡群整備事業）
- 黒田家代官屋敷資料館の管理・運営（代官屋敷資料館管理事業）
- 埋蔵文化財センターの維持管理費（埋蔵文化財センター管理事業）
- 塩の道公園の維持管理費（塩の道公園管理事業）
- 文化財の普及啓発と顕彰活動の支援（文化・顕彰活動支援事業）

施策5-3	次世代へつなぐ地域文化の継承と発展 （文化を引き継ぐ人材の育成・環境づくり）

◆ 現状と課題

市民が主体的に学び続けられるよう、「ステップアップ講座」や「いきいきカレッジ菊川」など多様な学習機会を提供しています。特に、文化や歴史に関する学びを通じて、市民が地域の文化に触れ、理解を深めることは、文化を次世代へ継承する担い手の育成にもつながります。また、公民館を生涯学習活動の拠点として活用しています。

一方で、講座参加者の世代偏りや文化活動団体の高齢化・後継者不足が課題となっており、幅広い世代の参加促進や、地域文化を継承する担い手の育成が求められています。また、文化活動や学習の場となる公民館についても、施設の老朽化に伴う計画的な修繕・改修が必要となっています。

◆ 取組方針

文化や歴史への理解を深め、学んだ成果を文化活動や地域での活動につなげることで、文化を継承する担い手の育成を図ります。また、市民ニーズを踏まえた講座の充実や学びを通じた交流・自主的な活動を促進するとともに、公民館施設の計画的な修繕・改修を進め、安全で継続的な施設運営に努めます。

◆ 主な取組

- ステップアップ講座の開設

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
学びたいことを学べる機会がある（市民アンケート）	24.8%	基準値以上

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 市民の学習意欲向上の支援（生涯学習まちづくり事業）
- 中央公民館の維持管理及び運営（公民館管理事業）

施策5-4	身近な読書活動の充実と環境づくりの推進 （読書を身近なものとするための読書活動の推進）

◆ 現状と課題

本市における子どもたちの豊かな人間性と学ぶ力を育むためには、読書活動の充実が不可欠です。また、図書館の老朽化に伴う安全面や機能面への対応や、司書資格など専門的な知識を有する人材の安定的な確保・配置が必要となっています。

さらに、多様化するライフスタイルに対応した読書環境の整備に対応し、市民が日常的に本や情報に親しみ、学びを深める機会を充実させることが課題となっています。

◆ 取組方針

園・学校・家庭・地域と連携し、年齢や発達段階に対応した多様な資料・サービスを提供するとともに、広報や各種SNSを活用し、読書活動に対する認知度の向上を図ります。あわせて、令和７年２月に開設した電子図書館・デジタルアーカイブの利便性向上を進めるほか、計画的な施設更新や予防保全、点検強化により安全性の向上を図ります。安定的かつ効果的なサービスを提供するため、専門的な知識・経験を有する人材の確保と配置に努めます。

◆ 主な取組

- 子ども読書活動推進計画の推進
- 施設の更新及び長寿命化
- 図書館資料の充実

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
図書館における総貸出点数 （電子図書館を含む）	312,934点	320,000 点
図書館の年間入館者数	229,538人	230,000人

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 市民に親しまれる図書館づくり（図書館総務事業）
- 安全で快適な読書環境の提供（図書館管理事業）
- だれもが使えるインターネット環境の提供（図書館サービス事業）
- 来館が難しい方に向けた図書館サービスの提供（公用車管理事業（図書館））
- 利用者にとって魅力的な読書活動の啓発（読書活動推進事業）

4-6　**基本目標６**　スポーツを通じて心身の健やかな成長と生きる力を育む教育の推進

施策6-1	誰もが気軽に楽しむスポーツの推進 （誰もがスポーツに触れ合う機会の創出）

◆ 現状と課題

少子高齢化やライフスタイルの多様化が進む中、健康づくりや生きがいづくりのため、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりが重要となっています。しかし現状では、地域スポーツや競技スポーツへの参加者の固定化、団体の構成人員の減少が見られることから、子どもから高齢者まで幅広い世代がスポーツに親しむ機会の充実が課題となっています。

◆ 取組方針

誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、スポーツ教室や体験会、イベント等を通じて、幅広い世代が参加できる機会の充実を図ります。また、スポーツ推進委員や関係団体と連携し、継続的にスポーツに取り組める環境づくりを進め、健康増進や地域交流の促進につなげます。

◆ 主な取組

- 親子スポーツ教室の開催
- スポーツレクリエーションフェスティバルの開催

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
気軽にスポーツにふれることができている （市民アンケート）	28.3%	基準値以上

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- スポーツ推進委員との連携によるスポーツ事業の実施（スポーツ推進委員活動事業）
- スポーツ教室の開催・生涯スポーツの推進（生涯スポーツ推進事業）
- 市民が参加できるスポーツ大会・イベントの開催（スポーツ大会推進事業）

施策6-2	身近なスポーツ環境の整備と機会の拡充 （スポーツ活動の場と環境の充実）

◆ 現状と課題

本市のスポーツ施設は、老朽化に伴う安全性の確保や維持管理費の増加が課題となっています。また、人口減少や利用ニーズの変化を踏まえ、全ての施設を維持していくことが困難となることが見込まれるため、施設の利用実態や地域バランス、施設の役割などを考慮し、効率的で持続可能な施設運営を行うことが求められています。

◆ 取組方針

スポーツ環境を将来にわたり維持するため、既存施設の長寿命化や計画的な修繕を進めるとともに、施設の集約化を含めた維持管理の在り方を検討します。また、スポーツ施設としての機能に加え、市役所の災害対策本部と一体的に活用する防災機能を備えた堀之内体育館の整備を進めます。小中学校体育館の空調設備整備に伴う一般開放や、中学校部活動の地域展開を見据えた活動環境の整備を進め、誰もが安心してスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

◆ 主な取組

- 堀之内体育館建設事業
- 体育施設のLED化事業

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
市営体育館及び一般開放を行う学校体育館の年間利用率	48.0%	55.0%

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 安全で安心して利用できる体育施設の維持管理（公園体育施設管理事業）
- スポーツ施設の指定管理料と施設予約システムの運用管理（グラウンド体育館管理事業）
- 堀之内体育館の整備（堀之内体育館整備事業）

施策6-3	地域を支えるスポーツ団体の育成 （スポーツ団体・スポーツ活動への支援）

◆ 現状と課題

本市では、全国・県大会等に出場する選手や団体に対し奨励金を交付し、競技力向上や活動支援に取り組んでいます。一方で、少子高齢化や会員数の減少、担い手不足により、スポーツ団体の維持・継続や安定した運営が課題となっています。

◆ 取組方針

上位大会へ出場する選手や団体への奨励金支援を継続し、競技力向上や活動意欲の向上を図ります。また、スポーツ団体が継続的に活動できるよう、各団体の主体性を尊重しながら、運営体制の整備や人材確保に向けた伴走支援を行います。

◆ 主な取組

- 上位大会出場者への奨励金支援
- 関係団体との連携強化

◆ 成果指標

指　　標	基準値 令和７年度	目標値 令和12年度
スポーツ協会加盟団体の活動継続率	95.0%	100.0%

◆ 事務事業一覧（下線事業は主な取組を含む事業）

- 市長・教育長への表敬訪問などによる顕彰（保健体育総務事業）
- スポーツ推進審議会の開催（保健体育総務事業）

5　資料編

5-1　用語解説

用語	解説
GIGA スクール構想	全国の児童生徒に１人１台の端末と高速ネットワークを整備し、ICT を活用して「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目指す国の教育施策。
個別最適な学び	個々の児童生徒の状態に応じ、個別的な対応を行う「指導の個別化」と、一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで子ども自身の学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」を、学習者視点から整理した概念。
協働的な学び	探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士あるいは多様な他者と協働しながら学習することをいう。「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、「協働的な学び」と一体的に進めることが重要。
デジタルコンテンツ	文字・画像・音声・動画・ソフトウェアなどの情報をデジタルデータとして記録し、コンピュータやネットワークを通じて利用・配信できるコンテンツの総称
パラスポーツ	障がいを持つ方々が楽しめるよう工夫されたスポーツの総称。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン・スマホなどの情報通信技術（ICT）を使える人と使えない人の間に生じる、利用機会や能力の差によって起こる経済的・社会的な格差（情報格差）のこと。
生きる力	確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスの取れた力のこと。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人が、それぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。
デジタル学習基盤	児童生徒一人ひとりが端末やクラウドを通じて自分に合った学びや協働的な学びを行えるようにするための、ICT 環境・教材・学習データ基盤などを一体として整備した教育インフラ。
インクルーシブ教育	障がいの有無や国籍、性別などにかかわらず、全ての子どもが同じ場で共に学び、一人ひとりのニーズに応じた支援を受けられるようにする教育の考え方。
こども誰でも通園制度	生後６か月から満３歳未満までの保育所などに通っていない子どもを対象に、１か月合計 10 時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無にかかわらず、保育施設などを利用できる制度。子どもの育ちを支えるとともに、保護者が子育てに関する専門的知識や技術を持つ保育士に相談をする機会を得ることができます。
次世代校務 DX 環境	クラウド上での校務実施を前提とし、場所にとらわれない業務やデータ連携を通じて、学校の働き方改革や教育活動の高度化を目指す新しい仕組み。

用語	解説
HACCP（ハサップ）	食品の原材料受入から出荷までの全工程で食中毒菌汚染や異物混入などの危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に管理・記録することで食品の安全性を確保する国際的な衛生管理手法。
コミュニティ・スクール	学校と地域住民が協働して子どもたちを育てる仕組み。さまざまな視点を学校運営に反映させるための「学校運営協議会」を設置した学校のことをコミュニティ・スクールと呼ぶ。
学舎ディレクター	学校運営協議会において、地域とともにある学校づくりを一層推進するために各協議会に１名ずつ配置している。地域と学校をつなぐパイプ役として活躍している。
地域学校コーディネーター	学舎ディレクターの元で地域と学校の連携調整を行うコーディネーター役として小学校ごとに配置していく。地域と学校がより密接となり、学校や学舎の活性化につなげて行きたい。
家庭教育学級	保護者が子育てや家庭教育について学ぶために、学校や自治体などが公民館・学校等で開く継続的な学習講座（学級形式の講座）。
デジタルアーカイブ	公文書や歴史資料、文化財、写真・映像などの情報資産をデジタル化し、長期保存しつつインターネット等で検索・閲覧・二次利用できるようにした仕組み。

5-2　策定経緯

日程	会議等	内容
R8.4.15	第１回庁内推進委員会	策定方針、現状と課題などについて協議
R8.4.28	４月定例教育委員会	策定方針、諮問などについて報告
R8.5.1	第１回審議会	策定方針などについて協議
R8.6.3	第２回庁内推進委員会	計画骨子、原案作成について協議
R8.7.8	第２回審議会	計画骨子、令和８年度点検・評価報告書の外部評価の依頼などについて協議
R8.7.13 ～R8.9.13	こども・若者の意見募集	静岡県のオンラインプラットフォーム「こえのもり しずおか」により
R8.8.7	第３回庁内推進委員会	計画案、令和８年度点検・評価報告書について協議
R8.9.4	第３回審議会	施策体系、計画案について協議、令和８年度点検・評価報告書完成の報告
R8.10.6	第４回庁内推進委員会	こども・若者の意見、計画案について協議
R8.10.14	第４回審議会	こども・若者の意見、計画案、今後のスケジュールについて協議
R8.11.4	庁内部長会	第２次菊川市教育振興基本計画の策定について協議
R8.11.16	庁内政策会議	第２次菊川市教育振興基本計画の策定について協議
R8.11.24	11月定例教育委員会	第２次菊川市教育振興基本計画の策定について報告
R8.11.25	議会全員協議会	第２次菊川市教育振興基本計画の策定について報告
R8.11.27 ～R8.12.28	パブリックコメント	中央公民館、市役所本庁舎、市立図書館、ホームページにより、意見を募集
R9.1.13	第５回庁内推進委員会	パブリックコメントの報告、計画の最終確認
R9.1.27	第５回審議会	パブリックコメントの報告、答申について協議
R9.2.10	２月定例教育委員会	計画、答申について報告

5-3　審議会条例

菊川市教育振興基本計画審議会条例

（設置）

第１条　教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第２項の規定に基づき、菊川市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「菊川市教育振興基本計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、菊川市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、菊川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行う。

(1) 菊川市教育振興基本計画の策定に関すること。

(2) 菊川市教育振興基本計画の評価に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、委員10人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市内の小学校及び中学校の代表者

(3) 市内の認定こども園の代表者

(4) 社会教育団体の代表者

(5) 学校運営協議会の委員

(6) 子どもの保護者

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、教育文化部教育総務課において処理する。

（補則）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

5-4　庁内推進委員会要綱

菊川市教育振興基本計画庁内推進委員会要綱

（設置）

第１条　教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第２項に規定する、菊川市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の円滑かつ効率的な策定及び推進に資するための庁内組織として、菊川市教育振興基本計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 基本計画の策定に関する調査及び研究に関すること。

(2) 基本計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。

(3) 基本計画案の作成に関すること。

(4) 基本計画の進捗管理に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画に関し必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員６人で組織する。

２　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 教育文化部長

(2) 教育総務課長

(3) 学校教育課長

(4) 社会教育課長

(5) 図書館長

(6) こども政策課長

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、教育文化部長をもって充てる。

３　副委員長は、教育総務課長をもって充てる。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第６条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、教育文化部教育総務課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、菊川市教育委員会が別に定める。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

5-5　審議会及び庁内推進委員会名簿

◆　教育振興基本計画審議会

氏名	役職	選出区分	備考
宮島　明利	静岡大学教職大学院 特認教授	条例第３条第２項第１号 学識経験のある者	会長
板倉　真里	菊川市校長会会長	条例第３条第２項第２号 市内小中学校の代表者	副会長
松村　良枝	菊川市立小笠北認定 こども園園長	条例第３条第２項第３号 市内認定こども園の代表者	
中嶌　るり子	菊川市社会教育委員会 委員長	条例第３条第２項第４号 社会教育団体の代表者 （社会教育全般）	
袴田　由貴子	菊川市文化協会会長	条例第３条第２項第４号 社会教育団体の代表者 （芸術文化）	
岩水　素江	NPO法人菊川市スポーツ 協会会長	条例第３条第２項第４号 社会教育団体の代表者 （スポーツ）	
金子　淳二	横地城跡運営協議会 会長	条例第３条第２項第４号 社会教育団体の代表者 （歴史・文化財）	
三浦　康子	すいようおはなし会 代表	条例第３条第２項第４号 社会教育団体の代表者 （読書活動）	
江川　正徳	岳洋学舎学校運営協議 会委員	条例第３条第２項第５号 学校運営協議会の委員	
宮城　亜弓	小笠東小学校PTA副会長	条例第３条第２項第６号 子どもの保護者	

◆　教育振興基本計画庁内推進委員会

氏名	役職	選出区分	備考
相羽　康一郎	教育文化部長	要綱第３条第２項第１号	委員長
大石　成克	教育総務課長	要綱第３条第２項第２号	副委員長
藤原　誠	学校教育課長	要綱第３条第２項第３号	
西川　多摩美	社会教育課長	要綱第３条第２項第４号	
木村　良一	図書館長	要綱第３条第２項第５号	
笹瀬　幸男	こども政策課長	要綱第３条第２項第６号	

第2次菊川市教育振興基本計画
2027～2030［前期行動計画］

令和９年　月

菊川市教育委員会教育総務課
〒437-1514　静岡県菊川市下平川 6225
TEL 0537-73-1136　FAX 0537-73-1119
E-mail:kyouiku@city.kikugawa.shizuoka.jp